

[研究ノート]

「負債と持分の区分」問題の実相

——非支配株主持分を中心として——

石田 万由里

〈要 約〉

金融商品の中でも、とりわけハイブリッド金融商品は、負債と持分の特徴を有する金融商品であり、FASBおよびIASBは長年、この金融商品の会計に関するプロジェクトに取り組んでいる。このプロジェクトは、名目的には持分であるが負債の特徴を持つ一定の金融商品の分類基準を設定すること、および複合金融商品を構成要素に分解し、それぞれを負債および持分として会計処理するための分解方法を開発することを、主な目的としている。FASB/IASBの両審議会はプロジェクトの成果を刊行物として公表し、この区分問題を解決しようと試みたが、負債と持分を区分する明確な基準やアプローチは未だない。わが国においても当該金融商品を規定する基準は未だ開発されていない。本稿ではこの現状を踏まえ、わが国における会計実務を検証することにより、「負債と持分の区分」問題の未解決な問題点について探るものである。

キーワード：「負債と持分」の区分、ハイブリッド証券、持分の特徴を有する金融商品、非支配株主持分、連結貸借対照表、表示区分

1. 問題の所在

「負債と持分の区分 (Liabilities and Equity)¹⁾」は、負債と持分の双方の特徴を有する金融商品 (ハイブリッド金融商品²⁾) を貸借対照表の貸方側にどのように表示するのか、ということについて議論されてきた。

「資産－負債＝持分」という算式は、元来、社会的・制度的な観点から見据えるべき論理枠を機能させるために制約された用語であって、かかる論理枠の外で孤立的会計的に展開される属性論のみによって決定されるものではないと言える。会計上、特定の基準において、資産、負債および持分の概念が定義されているとしても、その概念は、上記の論理枠が果たすその役割と無関係に規定されているわけではない。この論理枠では、「名目資本会計」をベースとした「純財産増加説」による利益計算がその基礎にある。また、出資者と債権者それぞれの持分の峻別を前提とする論理枠ともなっている。

ここで形式上は負債 (または持分) の特徴を呈しているが実質は持分 (または負債) ともいえる複合商品が発行された場合、この商品は会計上、どのように分類され記帳されるべきであろうか。負債として認識すべきか、持分として認識すべきか、あるいは負債であると同時に持分であると認識すべきであろうか。複合金融商品は、会計処理の場面ごとに、その認識を変える可能性を持つことが特徴であり、企業にとっても利点である。このような場面ごとに変容する金融商品をどのように会計の枠組みの中に取り込めはよいのか。複式簿記に則った会計等式で表される算式では、資産、負債、およ

び持分は、算式上の相対的な関係性の中で、その内容が規定されているのである。持分は資産と負債との差額、すなわち残余であり、資産は負債と持分の合計であり、負債は資産と持分の差額であり、こうした関係に即して利益が算定されるのである。国際会計基準審議会（International Accounting Standards Boards, 以下、IASB, とする）および米国財務会計基準審議会（Federal Accounting Standards Board, 以下、FASBとする。）の概念フレームワーク上も、各々の概念が規定されている。実際には、複合金融商品に関する会計処理の場合、負債と持分に関して、それぞれに付された概念定義に則って分類するため、両審議会は様々な分類アプローチを考案した³⁾。しかしながら、その概念定義と金融商品の性質が合致しないために、「負債と持分の区分」プロジェクトは延々と議論され、時にはプロジェクト自体を延期せざるを得ない状況に追い込まれたのである。その一方で、改訂された財務諸表への表示においては、概念ステートメント上の概念は考慮しないと明言されていることを鑑みれば、負債および持分の概念定義と財務諸表の表示問題との隔たりに、問題の所在があると考えられる。すなわち、複合金融商品に適用すべき概念フレームワーク上の負債と持分に関する会計概念は、概念ステートメント上、考慮されていなかった。そこで、IASBおよびFASBではこうした個別的な概念規定を可能とする各種の会計的アプローチが考案されたということになる。しかし、これでは、新たな複合金融商品が登場するたびに新たなアプローチを考案せざるを得ない事態が繰り返されることになる。

実に長期間を要した「負債と持分の区分」プロジェクトでありながら、同プロジェクトが収束せず、さらには各所有者のアプローチが概念ステートメント上の伝統的な資産、負債および持分概念に対して直接的に反映されていないことの原因は、上記の2点にあるといえよう。

そして、3つ目の理由として、産業経済から金融経済への変化が会計理論の変化をもたらしたといえよう。既存の会計理論では対応できない金融商品の組成は、既存の会計処理を前提として考案されるものではない、という点を挙げておく必要がある。よって、複合金融商品の会計処理あたっては、どのように会計上の概念に合致させるか、そのために構成要素に分類し、概念定義を再検討することによって解決を試みているのである。よって「負債と持分の区分」プロジェクトは単なる財務諸表上の貸方の区分問題ではなく、どのような理論を用いて複合金融商品进行分类し、最終的には金額で利益を表示するかという会計の基礎理論問題であり、それによって算出された自己資本利益率や一株当たりの利益の数値をどのように設定するか、という問題であったということになるのである。

しかしながら世界経済は国境を越え、ますます相互依存を強め、流動的様相を呈していくはずである。こうした状況への企業の会計的対応は曖昧さの度合いを強めたものになるであろう。

2. わが国におけるハイブリッド証券の発行事例

わが国では「負債と持分の区分」について米国財務会計基準書第150号「負債と持分の双方の特徴を有する特定の金融商品の会計処理」(Statement of Financial Accounting Standards No. 150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, 以下SFAS第150号, とする。)や国際会計基準第32号「金融商品—表示」(International Accounting Standard 32 *Financial Instruments: Presentation* (IAS32), 以下, IAS第32号, とする。)に相当する会計基準は検討されていない。しかし、欧米でも既に会計実務として散見されるように日本でもハイブリッド証券を利用した資金調達が増え、2000年以降みられる。本章では、新日鉄(現:新日鐵住金株式会社)⁴⁾のハイブリッド証券での資金調達を検証する。

近年、ハイブリッド証券による企業の資金調達が増えている。ハイブリッド証券は、一株当たり利益の希薄化と債務格付けの低下を同時に回避できる新しい調達手段である⁵⁾。貸借対照表の貸方は、

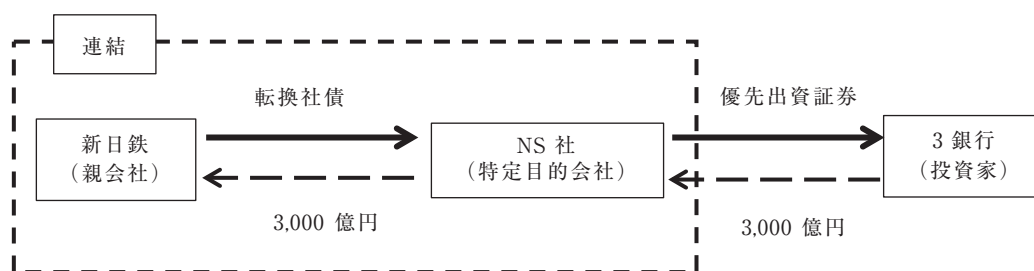
資金の調達源泉によって構成される⁶⁾。負債を他人資本、持分を自己資本と呼ぶように、企業が資金調達を行う場合、借入金や社債発行など他者から調達するか、新株発行を伴う公募増資（エクイティファイナンス）により自己で調達する場合が考えられる。しかし、負債は有利子負債の増加による格付け下落に伴う将来の金利上昇が予測され、公募増資は、一株当たり利益の希薄化による株価下落が想定される。これらを同時に回避できる証券があれば、企業は積極的に取り入れるであろう⁷⁾。

わが国での事例では、イオン株式会社が2006年10月に、日本企業初の50年債（劣後債）を発行し話題を呼んだ⁸⁾。この50年債は債権なので貸借対照表上、純資産の部への影響はなく、償還期限が長く弁済順位が劣る等の理由から格付け会社が50%の資本性を認め、格付けへの影響を軽減した。一方、優先出資証券を活用した新日鉄は交換権付優先出資証券（以下、優先出資株式証券とする。）⁹⁾を活用している。またその仕組みは複雑である。本章ではこの新日鉄の事例を検証する。

新日鉄はこの資金調達について、「安定的な財務体質の構築が図れる資金調達手段」とし、親会社である新日鉄は特定目的会社として設立した海外子会社に転換社債型新株予約権付社債（以下、転換社債とする。）を発行し、子会社が優先出資証券を金融機関に発行することによって資本調達を行うことから、親会社の連結貸借対照表上においては、少数株主持分として純資産の部に計上される。従って、負債比率の増加を回避しつつも資金調達が可能となる。その手法は以下の通りである¹⁰⁾。

1. 新日鉄が特定目的会社¹¹⁾として、ケイマン法人NS Preferred Capital Limited（以下、NS社とする）を設立（2006年10月19日）¹²⁾。
2. 新日鉄はNS社を割当先として転換社債総額3,000億円を発行し、NS社は、3銀行¹³⁾を割当先として優先出資証券総額3,000億円を発行する。
3. 新日鉄は、優先出資証券に係る配当等の支払いを保証する旨の契約（劣後保証契約）をNS社と締結する。

図表1 新日鉄によるハイブリッド証券を活用した資金調達の事例（1）



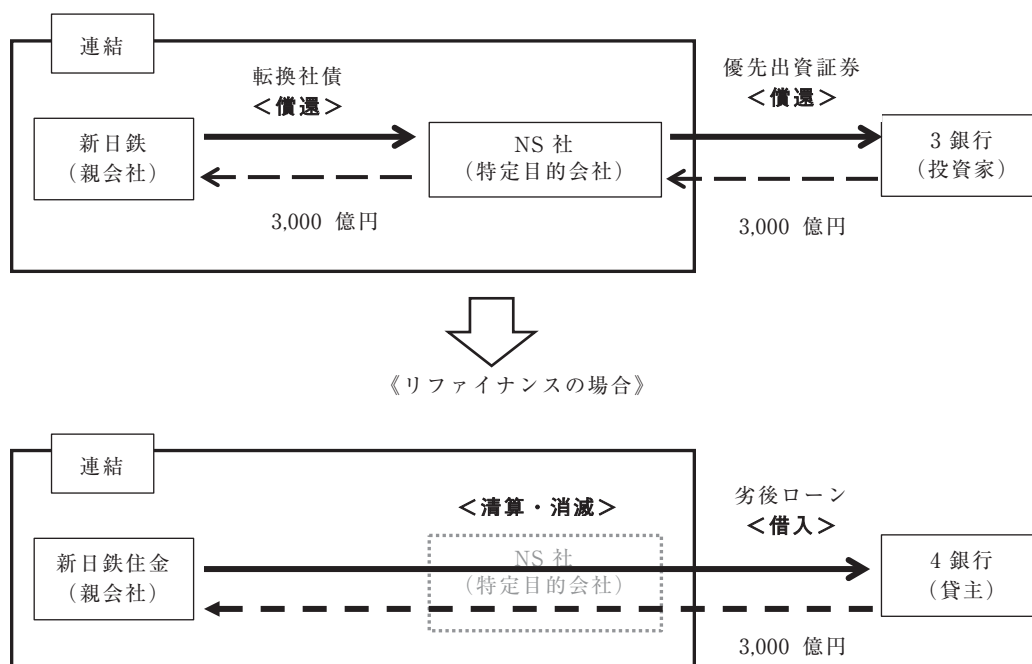
（出所）新日本製鐵株式会社（2006a），2頁より引用し，筆者により一部修正・加筆した。

新日鉄は、この資金調達の特徴を資本性、交換権、新株予約権から述べている¹⁴⁾。

資本性として優先出資証券には、予め定められた償還期限がないこと、弁済順位がすべての一般債権に対して劣後すること、一定の条件に抵触した場合に配当が制限されること等から、主要格付機関からも70%以上の資本性が認められると評価されている点¹⁵⁾、交換権では、新日鉄が発行する転換社債へ交換することができる権利（交換権）が付されており、さらに交換権には、新株予約権の自動権利行使条項が付されており、投資家が交換権を行使した場合には、投資家の新日鉄の普通株式が交付されることとなること、新株予約権については、新株予約権を付すことで金利コストの軽減をはかりつつ、時価を50%上回るハイプレミアムな交換価額を設定することで、一株当たり利益の希薄化を極力抑えられるように配慮している、としている。当該社債は、2012年1月20日を償還期限¹⁶⁾とし

図表2 新日鉄によるハイブリッド証券を活用した資金調達の事例 (2)

《2006年発行のハイブリッド証券の場合》



(出所) 新日鐵住金株式会社 (2015a), 2頁より引用し, 筆者により一部修正・加筆した。

ているが、新日鉄は2011年11月30日に「スキームの継続を目的として」社債権者からの同意を得る前提で、償還期限を「期限なし(無期限)」とした¹⁷⁾。これにより当該転換社債は、行使期間が満了し新株予約権部分が消滅した¹⁸⁾ため、永久債と同一の内容に変更された¹⁹⁾。

その後、新日鉄住金(2012年以降、新日鉄住金と略称する)²⁰⁾は2015年5月に2006年11月に旧新日鉄が発行したハイブリッド証券の償還のため、劣後特約付ローンとしてリファイナンスを実施することを発表した²¹⁾。新日鉄住金はこのリファイナンスについて「負債でありながら資本に類似した特徴を有するものとして、国際格付評価において既存ハイブリッド証券と同等の資本性を取得することにより、当社の国際格付評価上の連結財務体質を維持しつつ、併せて金融コストを低減することを目的に行うもの」であり、「連結業績への影響は軽微である」と表明している²²⁾。またこのリファイナンスに伴い、2006年に設立した特定目的会社(NS社)は2015年を目途に清算することが決議された²³⁾。今回の劣後ローンは返済期間が60年と長期であり優先順位も低いため、格付会社は25%~50%の資本性を認めている²⁴⁾が、この劣後ローンは「長期借入金」として貸借対照表上には負債の部に計上されることとなる。従って、有利子負債の増加に伴い、負債資本比率は必然的に上昇する²⁵⁾。このリファイナンスを2006年のケースと併せてみると、以下のようなになる。

前頁のように、わが国においてもハイブリッド証券を活用した資金調達は行われており、徐々に増えつつあるようだ。以下の表はハイブリッド証券の発行例である。

以上、ハイブリッド証券の活用事例を概観した。この事例から次の仮説を立ててみた。

- ① 発行体(企業)は資金調達を行うと同時に財務体質の悪化を阻止すると2つの目的を達成しようと試みている。
- ② ここにいう財務体質とは、格付け機関の評価をも含めている。すなわち、貸借対照表上は有利子負債を増加させるように見える債券であっても格付機関からすれば純資産の部に含まれる特徴を

図表3 わが国におけるハイブリッド証券の発行事例

発行年月日	会社名	商品名	金額
2006年9月	イオン ^{*1}	利払繰延条項・期限前償還条項付(劣後特約付)無担保社債(適格機関投資家限定)	第1回: 45億円 第2回: 265億円
2006年10月	新日本製鉄 ^{*2}	ユーロ円建転換社債型予約権付社債(劣後特約付), ユーロ円建交換権付優先出資証券(海外子会社発行)	3,000億円
2007年10月	伊藤園	第1種優先株式	175億円 (手取概算上限額)
2008年2月	JFEホールディングス	取得条項付無担保転換社債型新株予約権	3,000億円
2008年9月	東武鉄道	ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付), ユーロ円建交換権付優先出資証券(海外子会社)	800億円
2009年2月	東洋紡	ユーロ円建永久劣後債、ユーロ円建永久優先出資証券(海外子会社)	220億円
2009年4月	大成建設	取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	200億円
2009年5月	東芝	利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)	1,800億円
2009年5月	損保ジャパン	利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)	1,280億円

(出所) 証券設計株式会社(2008)および藤原隆人, 中原敬太(2006a)より引用し, 筆者により一部修正・加筆した。

* 1 : 50年債(劣後債)償還期間が長く弁済順位が劣ることなどの理由から格付け会社が50%の資本性を認め, 格付けへの影響を軽減した。

* 2 : 新日鉄が特定目的会社(SPC)向けに新株予約権付社債(転換社債=CB)を発行し, SPCはCBを裏付けとする優先出資証券を発行。三菱東京UFJ銀行など大手3行が購入した。SPCが発行する証券を投資家が購入, すなわち新日鉄の子会社に第三者が出資する形となる。このため, 連結貸借対照表上には「少数株主持分」の増加として表示され, 新日鉄は負債比率の上昇を回避できる。

包含することによって, 財務状態への影響は小さいと表明することができるという点である。ここでいう「財務体質」とは貸借対照表上表面的に見られるものではなく, 格付け機関の評価による財務体質を指している。

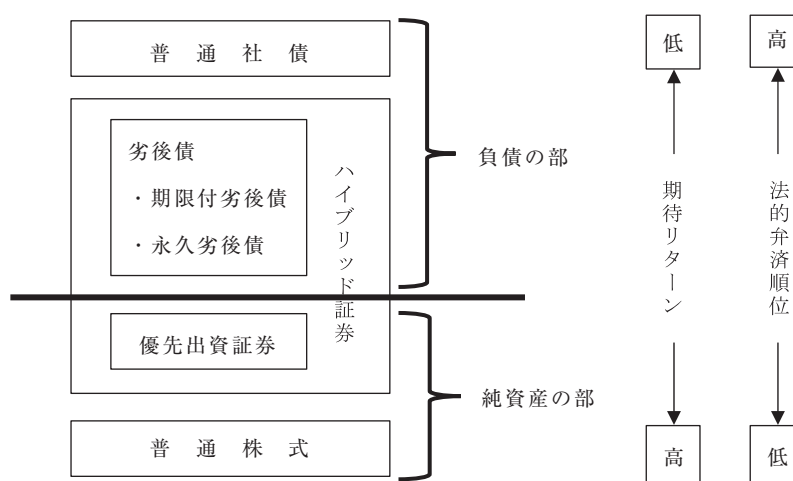
- ③ 事例から見る限り, 負債または純資産の部の個々の概念は問題となっていない。貸借対照表上での負債の部と純資産の部で区分されている境界線を利用して, 企業は財務体質を維持している。これらの仮説に基づき次章では, 新日鉄のケースを再検証する。

3. ハイブリッド証券と非支配株主持分との関係性

企業にとって貸借対照表の貸方は, 負債の部と純資産の部に区分されており, どちらに計上するかによって企業の業績のみならず株価や格付けまでに影響が及ぶ。前章でみたように, 企業は様々な方法で貸借対照表に影響を及ぼさないような資金調達を行っている。再度, 次の図にて貸借対照表上での位置づけを確認する。

新日鉄の場合の資金調達のスキームは, 前章で図に示したとおりである。親会社は海外子会社を設立し資金を調達している。なぜ, 直接に3銀行から資金調達を行わないのか。海外子会社の所在地がケイマン諸島であることから, その理由は債券発行から得られる収益に対する節税対策であることが

図表4 ハイブリッド証券の貸借対照表上の位置づけ



(出所) 藤原隆人, 岸田幸子, 福田環 (2016) より引用し, 筆者により一部修正・加筆した。

推測される。

次になぜ、図にみられるような債券を発行したのか。この仮説については、発行した債券それ自体から考察してみる。資金調達を行う際に発行した親会社発行の債券（転換社債）は、格付機関からすれば資本性の高い証券であり、子会社発行の優先出資証券もその交換権からみれば将来の資本性を生み出すものとなっており、そして新株予約権の観点からは一株当たり利益の希薄化を極力抑えられるようなものとなっているのである。つまり、これらは債券という外観を採用してはいるが、その実相は資本性証券といえるのではないか。

非支配株主持分は、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下、第5号とする。）²⁶⁾、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」²⁷⁾および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」²⁸⁾により、純資産の部に表示する。わが国ではFASBやIASBに見られるように概念フレームワークにおいて5要素の定義は明文化されていない²⁹⁾が、第5号において資産は「一般的に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源」とし、負債は「過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務」という特徴をそれぞれ有する³⁰⁾としている。非支配株主持分の表示に関しては、負債の部から負債と資本の中間、そして純資産の部へと会計基準の改正により、表示区分が変更されてきた経緯がある³¹⁾。企業はそれらを活用し、長期計画財務計画に影響を及ぼさないように対処している事例が新日鉄にみたそれである。新日鉄は、子会社が連結対象会社であるという制度上の制約条件を活用した。親会社が直接、金融機関から社債として資金調達を行った場合（子会社を介在させない）場合、3,000億円は長期借入金（劣後ローン）となり「負債の部」に表示される。一方、連結対象である海外子会社が銀行に対して優先出資証券を発行し資金調達をした3,000億円は、親会社である新日鉄からみれば会計制度上、非支配株主持分となり「純資産の部」に表示される。このように、連結対象であるからこそ、負債と純資産の境界線を越えることが可能となる。制度的には問題がないように見えるが、この場合、負債および純資産の概念は考慮されていない。

4. むすび

前章でみたように、新日鉄が子会社を介して資金調達を図ったのは、「非支配株主持分」が貸借対照表上は純資産の部の項目として区分されているからである。「非支配株主持分」は概念上、親会社に帰属しない。しかしながらその実相は、この概念自体に従っているのではなく、「純資産の部」が「負債の部」と区分されており、かつ、前者に「非支配株主持分」が属している、という表示の基準を利用していることになるのである。翻ってみれば、財務情報をどのように判断し利用するのかは、情報利用者に委ねられていると言えよう。

この点からすれば、「負債と持分の区分」プロジェクトは、負債と持分を概念的に区分しようとする方向性では、解決を検討することは困難を極めると言わざるを得ない。企業業績をどのように判断するかもまた、情報利用者に委ねられている。FASB/IASB両審議会は「持分の特徴を有する金融商品」について、引き続き討議事項として挙げているが、本稿に示した認識を鑑みれば、その今後の動向は注目に値する。

注

- 1) FASB (1990), par. 1. p. 5. 尚, 金融商品プロジェクトとは、「様々な金融商品とそれに関連する取引が現存する財務会計と財務報告にもたらす諸問題, および将来に生ずるであろう諸問題を解決するために役立つ幅広い会計基準を設定すること」として①情報公開 (ディスクロージャー), ②認識と測定, ③負債と資本 (持分) の区分問題という3つのサブプロジェクトが設定されている。なお, 詳細は志賀理 (2011) を参照されたい。尚, わが国では「負債と資本の区分」と表記されることが多いが, 本稿はFASB Topic480, “Distinguishing Liabilities and Equity”より“Equity”を「持分」と翻訳し「負債と持分の区分」とする。
- 2) 田中建二 (2007), 221頁。
- 3) 池田幸典 (2015), 板橋敦志 (2006), 板橋敦志, 二宮正裕, 石原宏司 (2008), 志賀理 (2006), 田中建二 (2007), 徳賀芳弘 (2014), 福島隆志, 吉岡佐和 (2010), 山田純平 (2010), (2012), (2013) 等多数である。特に池田 (2015) は, アプローチの経緯が詳細に述べられている。
- 4) 新日鉄 (新日本製鐵株式会社) は, 住友金属工業株式会社と経営統合し, 2011年10月1日より, 新日鉄住金株式会社となった。
- 5) 藤原隆人, 中原敬太 (2006a)
- 6) 資産 = 持分 (負債 + 株主持分) によって表される企業主体説による。「企業主体説」という用語は, 森田哲彌, 宮本匡章編著『会計学辞典 第三版』, 中央経済社, 1996年8月, を参照した。
- 7) 前掲記事。
- 8) 同上。
- 9) 正式名称は, ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) である。尚, 優先出資証券とは「株式会社の優先株式にあたるもので, 協同組織金融機関 (信用金庫, 信用組合等) および特別目的会社 (SPC) が, 株式会社の株式にあたる普通出資を補完する目的で発行する。議決権がない一方, 普通出資に比べて優先的に配当金を受け取ることができ, 残余財産の配分も優先的に受けることができるが, 優先配当が行われない場合でも議決権は与えられず, 普通出資への転換権もない。金融商品取引法上の有価証券であり, 株式と同様, 取引所に上場することができる証券である (日本証券業協会「金融・証券用語集」(<http://www.jsda.or.jp/manabu/word/word48.html>))。
- 10) 新日本製鐵株式会社 (2006a)

- 11) 特定目的会社とは、特別目的会社 (Special Purpose Company: SPC) のうち「資産の流動化に関する法律」(資産流動化法) に基づき設立された会社をいう。金融機関や事業会社が債権や不動産等保有する資産を裏付けとして有価証券を発行し、資金を調達するために設立される。
尚、SPCとは特別目的事業体 (Special Purpose Entity: SPE) として会社が活用された場合をいい、SPEとは、流動化の対象とされる特定資産をオリジネーターから分離し、当該資産に係る将来キャッシュ・フローに依拠した資金調達のために、原資産と投資家をつなぐ導管体としての役割を担う仕組みとして組成される事業体のことをいう。SPEと同義での用語としてSPV (Special Purpose Vehicle) と呼ぶ場合もある (日本証券業協会「金融・証券用語集」<http://www.jsda.or.jp/manabu/word/word48.html>, 久禮義継 (2008), 6-7頁, および杉本茂 (2015), 2-3頁)。
- 12) 新日本製鐵株式會社 (2006b)
- 13) 3銀行とは、株式会社みずほコーポレート銀行, 株式会社東京三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行である。
- 14) 新日本製鐵株式會社 (2006a), 2頁。
- 15) 同上。
- 16) 新日本製鐵株式會社 (2006c), 「⑥【連結附属明細表】【社債明細表】」, 112頁。
- 17) 新日本製鐵株式會社 (2011a)
- 18) 新日本製鐵株式會社 (2011b), 「第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権などの状況】」, 49頁。
- 19) 新日本製鐵株式會社 (2011b), 「⑤【連結附属明細表】【社債明細表】」, (注) 3」, 121-122頁。
- 20) 注2を参照。2012年以降, 新日鉄住金と略称する。
- 21) 新日鉄住金株式会社 (2015a)
- 22) 同上。
- 23) 同上, 1頁。
- 24) 同上, 「資本性認定: (当初5年間) Moody's 50%, S&P50%, R&I 30%, JCR50%, (5年経過以降) Moody's 50%, R&I 30%, JCR25%」, 2頁より抜粋。
- 25) 日本経済新聞 (2015), 「3月末の負債資本比率 (DEレシオ) は0.6倍台から0.7倍台に上昇する」と記事は述べている。
- 26) 企業会計基準委員会 (2014a)
- 27) 企業会計基準委員会 (2014b)
- 28) 企業会計基準委員会 (2014c)
- 29) 企業会計基準は, 平成16年9月に討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を公表している。
- 30) 企業会計基準委員会 (2014), 19段落。
- 31) 佐藤信彦 (2003), 48頁および連結会計については黒川行治 (1998) も参照した。

引用文献

- FASB (1990) Discussion Memorandum, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, August 1990.
- FASB (2003a) Statement of Financial Accounting Standards No. 150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, FASB, May 2003. (訳は, 日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第150号 負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品の会計処理」日本公

認会計士協会，を参照した。）

IASB (2009a) Financial Instruments: Presentation 32 *International Accounting Standard*, January 1, 2009. <http://eifrs.iasb.org/eifrs/bnstandards/en/ias32.pdf>

日本経済新聞 (2015) 「新日鉄住金，3000億円調達，7月に劣後ローンで，ハイブリッド証券の償還に。」
2015年5月16日付朝刊，15面。

池田幸典 (2015) 「負債・持分概念を巡る混迷—IASB『概念フレームワーク』プロジェクトおよび『持分の特徴を有する金融商品』プロジェクトを中心に—」『愛知経営論集』第172号，愛知大学経営学会，2015年7月，105-148頁。

池田幸典 (2016) 『持分の会計』中央経済社，2016年10月。

格付投資情報センター (R&I) (2015) 「NEWS RELEASE 【格付維持】新日鉄住金」，株式会社格付投資情報センター (Rating and Investment Information, Inc.)，2015年7月2日。

https://www.r-i.co.jp/jpn/body/cfp/news_release_A/2015/07/news_release_2015-A-0559_01.pdf#search=%27NS+Preferred+Capital%27

企業会計基準委員会 (2014a) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」『企業会計基準』第5号，企業会計基準委員会，最終改正平成25年9月13日。 https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/bs/bs_s.pdf

企業会計基準委員会 (2014b) 「企業結合に関する会計基準」『企業会計基準』第21号，企業会計基準委員会，最終改正平成25年9月13日。 https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/ketsugou/ketsugou_1.pdf

企業会計基準委員会 (2014c) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」，企業会計基準委員会，最終改正平成25年9月13日。 https://www.asb.or.jp/asp/asp_j/documents/docs/spe-tanki/spe-tanki_1.pdf

黒川行治 (1998) 『連結会計』，サイエンス社，1998年5月10日。

佐藤信彦 (2003) 「少数株主持分の性格—会計主体との関連を中心にして」『企業会計』第55巻第7号，中央経済社，2003年7月，48-54頁。

志賀理 (2006) 「FASB発行者による金融商品会計における持分概念の規定—FASBマイルストーン・ドラフト『一つの構成要素からなる金融商品およびその他の金融商品の分類 (案)』について—」ワールド・ワイド・ビジネス・レビュー第7巻第2号，同志社大学，2006年3月31日，23-34頁。

証券設計株式会社 (2008) 「ハイブリッド証券」証券設計株式会社，2008年。 <http://financialdesign.jp/hybridtop.html>

新日本製鐵株式會社 (2006a) プレスリリース「ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の発行および当社海外子会社によるユーロ円建交換権付優先出資証券の発行に関するお知らせ」，新日本製鐵株式會社，2006年10月20日。 http://www.nssmc.com/news/old_nsc/news/data/20061020151944.pdf

新日本製鐵株式會社 (2006b) プレスリリース「特定子会社の異動 (予定) に関するお知らせ」，新日本製鐵株式會社，2006年10月20日。 http://www.nssmc.com/news/old_nsc/news/data/20061020143417.pdf

新日本製鐵株式會社 (2006c) 「有価証券報告書」第82期，新日本製鐵株式會社，2007年 (平成19年) 6月25日提出。 http://www.nssmc.com/ir/pdf/ns_jp_sr_2006_all.pdf

新日本製鐵株式會社 (2011a) プレスリリース「ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) の変更のお知らせ」，新日本製鐵株式會社，2011年11月30日。 http://www.nssmc.com/news/old_nsc/news/data/20111130143301_1.pdf

新日本製鐵株式會社 (2011b) 「有価証券報告書」第87期，新日本製鐵株式會社，2012年 (平成19年) 6月24日提出。 http://www.nssmc.com/ir/pdf/ns_jp_sr_2011_all.pdf

新日鉄住金株式会社 (2014) 「有価証券報告書」第90期，新日鉄住金株式会社，2015年 (平成27年) 6月24

- 日提出。http://www.nssmc.com/ir/pdf/nssmc_jp_br_2014_all.pdf
- 新日鐵住金株式会社 (2015a) プレスリリース「ユーロ円建社債 (劣後特約付) 及び 当社海外子会社発行のユーロ円建優先出資証券の償還 並びに 劣後特約付ローンによる資金調達についてのお知らせ」, 新日鐵住金株式会社, 2015年5月15日。http://www.nssmc.com/common/secure/news/20150515_100.pdf
- 新日鐵住金株式会社 (2015b) 「有価証券報告書」第91期, 新日鐵住金株式会社, 2016年 (平成28年) 6月24日提出。http://www.nssmc.com/ir/pdf/nssmc_jp_br_2015_all.pdf
- 杉本茂監修, さくら総合事務所編 (2015) 『特定目的会社の実務ハンドブック (第2版) —組成から出口戦略まで』中央経済社, 2015年9月20日。
- 田中建二 (2007) 『金融商品会計』, 新世社, 2007年11月10日。
- 徳賀芳弘 (2014) 「第9章 負債と資本の区分」, 平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第4巻 会計基準のコンバージェンス』, 中央経済社, 2014年5月20日, 275-328頁。
- 日本格付研究所 (2006) 「格付情報NS Preferred Capitalのハイブリッド商品 (ユーロ円建交換権付優先出資証券) (新日本製鐵劣後保証) をA+に格付け」, 株式会社日本格付研究所, 2006年10月20日。http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info04.php?no=06d605
- 日本格付研究所 (2015) 「News Release : 新日鐵住金株式会社【新規】劣後ローン格付A」, 株式会社日本格付研究所, 2015年7月3日。<http://www.jcr.co.jp/release/pdf/15d02732SS.pdf?PHPSESSID=49e786905b3dbf54087ae1be4de34df0>
- 福島隆志, 吉岡佐和 (2010) 「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察—関連領域における資本概念を踏まえた試論—」, IMES Discussion Paper Series 2010-J-3, ディスカッションペーパーシリーズ, 日本銀行金融研究所, 2010年3月。
- 藤原隆人, 中原敬太 (2006a) 「検証ファイナンス (上) 資本と負債の, 境界の魔術—銀行・証券競合, 曖昧さ漂う。」『日本経済新聞』, 2006年11月2日付朝刊, 14面。
- 藤原隆人, 中原敬太 (2006b) 「検証ファイナンス (下) くすぶる制度変更リスク—資本性, 認定基準定まらず。」『日本経済新聞』, 2006年11月3日付朝刊, 16面。
- 藤原隆人, 岸田幸子, 福田環 (2016) 「資金調達戦線に異変有り (上) —「ハイブリッド」花盛り」『日本経済新聞』, 2016年8月16日付朝刊, 15面。
- 山田純平 (2010) 「〈論説〉負債・持分識別問題の変遷とその論点 (2)」『駒大経営研究』第42巻第2・3号, 駒沢大学経営研究所, 2011年3月, 71-85頁。
- 山田純平 (2012) 『資本会計の基礎概念 負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社, 2012年3月。
- 山田純平 (2013) 「〈論説〉負債・持分識別問題の変遷とその論点 (2)」『駒大経営研究』第42巻第2・3号, 駒沢大学経営研究所, 2011年3月, 71-85頁。

参考文献

- 青木隆「負債・資本の区分に関する動向と課題」『会計』第169巻第3号, 森山書店, 2006年3月, 143-152頁。
- 青木隆「ドイツにおける負債・資本の区分の動向: 人的会社および協同組合を中心として」『中央学院大学商経論叢』第27第1号, 2012年9月, 3-14頁。
- 青木隆「IFRSにおける資本区分の検討: ドイツ会計制度との比較において」『中央学院大学商経論叢』第29第1号, 2014年9月, 29-42頁。
- 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』森山書店, 2012年8月。
- 今福愛志・田中建二「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻第9号, 中央経済社, 2001年9月, 103-108頁。

- 池村恵一「ストック・オプション会計の国際的課題—ストック・オプションの区分問題を中心に—」『会計』第170巻第1号，森山書店，2006年7月，67-79頁。
- 金子康則『オフバランス会計の実務—金融資産の消滅，連結範囲からネットティング処理まで』中央経済社，2011年10月1日。
- 椛田龍三『自己株式会計論』白桃書房，2001年9月。
- 椛田龍三「負債と資本の区分の会計問題」『会計』第163巻第2号，森山書店，2003年2月，93-108頁。
- 志賀理「FASB金融商品会計における負債概念の解釈のあり方—FASB財務会計基準書公開草案「負債，持分，もしくは両方の特徴を有する金融商品に関する会計処理」について—」『同志社商学』第54巻第1・2・3号，同志社大学商学会，2002年12月，362-376頁。
- 志賀理『会計認識領域拡大の論理』森山書店，2011年1月。
- 田中建二「広がる財務証券の動き—債務の株式化を中心として—」『国際金融』第793号（昭和62年10月1日号），財団法人 外国為替貿易研究会，1987年10月，10-16頁。
- 田中建二「オフ・バランスシート・ファイナンスと負債概念」『企業会計』第39巻第11号，中央経済社，1987年11月，75-79頁。
- 田中建二「金融商品をめぐる会計上の問題点」『経営行動』第8巻第3号，財団法人日本精算教育協会経営行動研究所，1993年9月，20-28頁。
- 田中建二「現金決済型新株予約権付社債の会計」『会計』第172巻第6号，森山書店，2007年12月，1-12頁。
- 徳賀芳弘「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号，中央経済社，2003年7月，18-25頁。
- 藤原隆人，岸田幸子，福田環「資金調達戦線に異変あり（下）—「超長期化」する社債」『日本経済新聞』，2016年8月18日付朝刊，15面。
- 森田哲彌，宮本匡章編著『会計学辞典 第三版』中央経済社，1996年8月。

（いしだ まゆり）

Accounting Practices of “Distinguishing between Liabilities and Equity”: Focus on Presentation of Non-controlling Interest in Consolidated Balance Sheet of Japanese Company

Mayuri ISHIDA

Abstract

This paper analyses an unsolved problem of the distinction between liabilities and equity under current accounting praxis in Japan.

Both of the FASB/IASB has attempted to solve this classification problem, and published the results of the project as a publication, but clear standards and approaches to distinguish liabilities and equity is not yet. The focus of this problem is “hybrid financial instruments (hybrid bonds)”, which generally combine both debt and equity characteristics. This problem has been dealt with in FASB and IASB for many years; that is ‘Project’ on distinguishing liabilities and equity. In this project it is primary issue to development criteria for a classification into liabilities or equity, dissolution of the component and the way of accounting treatment.

Keywords: liabilities and equity, hybrid financial instruments (hybrid bonds), financial instruments with characteristics of equity, minority interest, consolidated balance sheet, presentation